

警 察 署 協 議 会 会 議 録

東警察署協議会

開催年月日時	令和5年7月25日（火）	午後2時30分 から 午後3時00分 まで
開催場所	福岡県警察本部 1階広報課会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下12名
	警 察 署	署長、会計管理官、交通管理官、総務第二課長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東警察署員の皆様には、東区民の安全安心なまちづくりに御尽力いただき、心から感謝申し上げます。 ○ 本日の協議会も、地域のためより良い場となるよう活発な御意見を願います。 ○ それでは、令和5年度第2回目の東警察署協議会を開会する。 <p>【協議会委員自己紹介】 新期委嘱された委員による自己紹介</p> <p>【署長挨拶（要旨）】 本日の協議会は、二部構成とし、先ず情勢説明を行った後に、警察活動の根幹とも言える110番指令を行う施設の紹介として通信指令室と道路交通の円滑化を図るための信号操作等を行っている交通管制センターを見学していただく。 委員の皆様は、遠慮することなく警察活動への質問などをしていただくよう、お願い申し上げます。</p> <p>【情勢説明等】</p> <p>1 事件事故の発生状況について 4月の警察署協議会以降、5月に強盗未遂事件、6月に殺人事件、7月に強盗殺人事件が発生したが、5月の強盗未遂事件以外は早期に検挙できている。</p>		

議 事 概 要

4月に交通死亡事故が2件発生し、昨年が発生件数と同数となっているため、死亡事故に関しては、今後発生させないように抑止に努めたい。

最近の事件検挙に関しては、防犯カメラ映像が大きな力を発揮している。

今後も防犯カメラの設置や情報提供への御協力をお願いする。

2 東警察署員による道路交通法違反事案について

事案概要、背景・原因、処分年月日・処分内容、再発防止対策を説明

3 福岡県警察におけるカスタマーハラスメント対策について

○ 令和5年5月15日に運用を開始した。

○ 概要は、カスタマーハラスメントに該当し得る言動として、厚生労働省ではその類型を9つに分類し示されているところ、警察業務の性質などを踏まえ、県民からの警察職員に対するカスタマーハラスメントとして想定される行為を、4つの態様に分類している。

○ それぞれの態様については、

①「執拗に同様の申出・要求を繰り返すなど、その対応に職員が長時間拘束され、業務に支障が出るおそれがあるもの」を「反復・時間的拘束型」

②「大声を出したり、脅迫めいた言動、セクハラ行為など、職員が畏縮して業務に支障が出るおそれがあるもの」を「暴言・威嚇・脅迫型」

③「優位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いの要求など、担当職員だけでは、対応が困難なもの」を「権威型」

④「職務執行に係る動画の撮影、職員の氏名等のインターネット等での公表など、職員の名誉やプライバシーが損なわれるおそれがあるもの」を「SNS・ネット等での誹謗中傷型」

として設定している。

○ 対応要領等の設定として、カスタマーハラスメントの態様や対応状況に応じ、警告等の必要な対応要領等を設定している。

○ 対応体制の確立として、職員が適切な市民応接を行い、県民の申出・要求に対し適切な警察措置を行ったにもかかわらず、相手方がカスタマーハラスメントに該当する可能性のある言動等を行う場合、対応職員が幹部職員に報告し、報告を受けた幹部職員がカスタマーハラスメント該当性の判断を行うなどの組織的な対応を行う。

○ ハード面の整備として、本年度中に、全警察署に音声応答転送装置（IVR）・通話録音装置を整備する予定としているところ、カスタマーハラスメント対策への活用も想定している。

4 小松町交番移転に伴う新設交番名等について

交番名は、箱崎宮前（はこぎきみやまえ）交番に決定した。

議 事 概 要

新交番の建設に関しては、今後の入札等を経て、早ければ令和5年度中には完成予定であるが、入札次第では翌年度になる可能性もあるので、判明した時点で随時報告させていただく。

5 当面の行事予定

- 7月28日に新任配置者が着任予定
- 8月24日異動内示、9月5日異動発令
- 9月12日から18日までの間、笹崎宮放生会が開催
- 11月29日に東警察署年末年始特別警戒出動式を開催

【質疑応答】

- 委員から「地元の公民館等に対して対応に困る来館者がいた場合、警察への連絡をしていいか。」旨の質疑があり、署長から「連絡して欲しい。」旨の回答があった。
- 委員から「カスタマーハラスメント対策の根拠法令はあるか。」旨の質疑があり、署長から「根拠法令はない。警察に対するカスタマーハラスメントとして、県民からの申出・要求のうち、申出・要求の内容に妥当性がないもの又は申出・要求を実現するための手段・態様が社会通念上に照らして不相応なものであって、職員の勤務環境を害するものと定義している。」旨の回答があった。

【閉会】

総務第二課長から終了挨拶の後、閉会した。